キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△30,536,561,883
	人件費支出	△31,176,204,515
	その他の業務支出	△1,390,949,054
	運営費交付金収入	16,102,280,000
	授業料収入	4,455,787,302
	入学金収入	680,093,537
	検定料収入	120,603,600
	附属病院収入	33,668,738,961
	受託研究収入	4,137,270,049
	共同研究収入	1,002,587,585
	受託事業等収入	365,104,498
	補助金等収入	6,394,596,178
	補助金等の精算による返還金の支出	△386,405,725
	寄附金収入	1,390,354,060
	その他の業務収入	974,349,850
	寄附金移し替えによる支出	△30,686,876
	学生への貸付による支出	△500,000
	学生への貸付金回収による収入	6,505,000
	預り金	9,194,301
	業務活動によるキャッシュ・フロー	5,786,156,868
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△3,829,903,000
	有価証券の償還による収入	199,618,000
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△9,920,407,901
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	507,500,000
	減価償却引当特定資産の繰入による支出	△18,895,500
	施設費による収入	2,132,525,477
	定期預金等の預入による支出	△13,881,342,257
	定期預金等の払戻による収入	15,722,278,000
	資産除去債務の履行による支出	△339,600
	小計	△9,088,966,781
	利息及び配当金の受取額	109,036,290
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,979,930,491
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入れによる収入	1,221,686,000
	長期借入金の返済による支出	△2,034,126,613
	リース債務の返済による支出	△543,182,020
	小計	△1,355,622,633
	利息の支払額	△91,128,263
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,446,750,896
Ⅳ	資金に係る換算差額	923,578
Ⅴ	資金増加額（又は減少額）	△4,639,600,941
Ⅵ	資金期首残高	14,396,774,383
Ⅶ	資金期末残高	9,757,173,442

利益の処分に関する書類（案）

令和７事業年度　（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益			1,477,476,288
	当期総利益		1,477,476,288	
Ⅱ	利益処分額			
	積立金	977,917,988		
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
	教育研究環境整備事業積立金	499,558,300		
	診療機能充実・強化積立金	—	1,477,476,288	1,477,476,288

注　記

［重要な会計方針］

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用して、財務諸表を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しています。

また、「国立大学法人金沢大学業務達成基準の適用に関する取扱要領」に基づき、学長の承認を得たプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上に基づく耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
構築物	10～75年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	５～７年

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究収入等により購入した償却資産のうち，当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合は当該受託研究等期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。